

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 児童虐待防止協力員（応援員）確保事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 児童虐待防止対策に関連する事業における様々な場面において、円滑な事業実施に資するため、地域の実情に応じて臨時に協力員（応援員）の確保又は事業の委託等を行う事業。</p> <p>[都道府県レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所において、相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 一時保護所において、保護件数の増加に対応するための指導員の確保や、虐待を受けた児童と非行児童子どもの抱える問題に応じた個別対応等を行うための協力員の配置を行う事業 <p>[市町村レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、児童家庭相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の新規立上げ時や強化促進を図る必要があり、人材確保が必要な時期に、専門性向上のための研修等を行うスーパーバイザーの配置や事務補助員の配置を行う事業（委託での実施も可能。都道府県に配置し、広域で事業を行うことも可能。） <p>[民間企業等で実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体がNPO法人、社会福祉法人等に対して、児童虐待防止対策に関する周知・啓発や電話相談等を委託する事業（委託先において、必要な研修の実施も期待される。）
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① 地域の実情等に応じた柔軟な支援体制が確保される。</p>

- ② 児童虐待防止対策事業に資する人材の養成（実務経験）の場となる。
- ③ 民間団体等への事業の委託により、地域における児童虐待防止への理解・啓発につながる。

(先行事例)

各自治体において、一時保護所に協力員の配置等を行っている。

地域によっては、児童虐待防止対策の周知・啓発や電話相談等を行っている団体がある。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 千正康裕 / 係長 西浦啓子

電話番号：03-3595-2166 / ファックス：03-3595-2668

